

新型コロナウイルス感染症の感染者の国内初確認から 3 年となりましたが、依然として収束が見通せません。3 年前よりは致死率や重症化率は低下していますが、現在の第 8 波により死者数も過去最多の更新を続けています。

今次教研については、当初は従来通り対面での開催を追求してきましたが、感染症防止の観点から昨年同様、全体集会と分科会については完全 Web での開催となりました。ご参加の皆様のご理解を頂ければ幸いです。

政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けについて、季節性インフルエンザと同じ「5 類」へ 5 月 8 日に引き下げるとしました。屋内でのマスクの使用についても原則不要とする方向です。5 類としても医療費については経過措置として公費負担を継続するとされ、検査や診療は規定上、一般の医療機関に広がることとなります。今以上に医療現場が逼迫しないよう十分な対策が必要です。

文科省においても、学校における活動の制限について緩和の方向が打ち出されていますが、これまでの一斉休業や学校行事、部活動の中止、マスク生活などの学校生活の制限などにより、友人同士のコミュニケーションも減り、集団で何かを議論して決める経験が不足する傾向など子どもたちへの深刻な影響が懸念されます。今後、学校での様々な活動の制限が緩和され、多くの子どもたちが日常を取り戻していくと思いますが、一方で大変な状況にある子どもが孤立し見過ごされるリスクも高まります。子どもが何らかの SOS を出していないか、しっかりと配慮していくことが重要になります。

感染症対策により、「1 人 1 台端末」の学校への配備が前倒しされました。中教審では、次期指導要領の改訂を見据え「個別最適な学び」と「協働的な学び」についての論議がすすめられています。特に「個別最適な学び」については、子どもの分断や能力主義・成果主義につながりかねないこと、また現状の学級規模で本当に教職員が対応可能なのか、さらには教育産業の参入が加速するのではないかなど様々な課題が山積しています。私たちは、子どもの思いや考えを出発点とし、学校においてすすめられている子どもを中心に据えた教育実践や教研活動を大切にしていかなければなりません。

ロシアがウクライナに軍事侵攻してから約 1 年になろうとしています。ウクライナでは学校など教育施設へも攻撃が行われています。さらに、ロシアは核兵器の存在をちらつかせるなど、唯一の戦争被爆国としてこの種の動きに断固抗議します。平和的な解決により一日も早く戦争が即時中止され、ロシア軍が撤退することを求めます。しかし、これはウクライナだけの問題ではありません。「教育を攻撃から守る世界連合」のレポートでは、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻以前にも過去 2 年間で紛争地域の学生、教員、学校、大学に対する攻撃が 5,000 件以上発生したとのことです。攻撃件数は約 30% 増加し、攻撃が増加した国には、ブルキナファソやコロンビア、エチオピア、マリ、ミャンマー、ナイジェリアがあげられています。武力紛争を直ちに停止するとともに、教育への攻撃を終わらせなければなりません。特に日本政府には、「武力紛争における教育の保護」を求めた国連安保理決議第 2601 号が確実に順守されるよう各国政府に対する働きかけを求めたいと思います。また私たちは、SDG 4 の実現にむけ平和教育の実践をすすめ、戦争の実相を次世代に伝えていくことが重要です。

4月に「こども家庭庁」が発足します。今後は政府の政策に子どもの権利が具体的に保障されることが重要になります。現在、中教審では、次期教育振興基本計画の策定に向け検討されていますが、子どもの権利条約を十分に反映させるのかについても注視していくことが必要です。また私たちは、子どもの最善の利益保障するため、子どもの思いや意見を生かした教育実践・教育活動にとりくむとともに、インクルーシブな学校づくりをすすめていきます。

教員不足が深刻な状況となっています。マスコミ報道によると、22年5月1日の時点で、全国の公立学校の約6%において2,778人の欠員が生じていたとの衝撃の結果が明らかになりました。学校現場においては、年度がすすむにつれ退職者が増える傾向にあることから、実態はさらに深刻な状況と言えます。文科省は、教員免許更新制を廃止するとともに、特別免許制度の積極活用、教員採用試験の早期化・複線化や代替教職員の4月前倒し任用など対応策を打ち出していますが、抜本的な対策とは言えません。むしろ最大の解決策は、働き方改革と処遇改善をすすめることです。しかし、一部であくまでも給特法の枠組みを維持し、調整額を増額し教員の給与水準を上げることを先行させようとの動きがあります。弾力的に働くことができるとして「定額働かせ放題」の給特法の廃止・抜本的見直しから逃げるのであれば、教員不足をはじめとする様々な学校現場の深刻な実態の解消には遠く及びません。

昨年、文科省勤務実態調査が実施され、この春にも速報値が公表されます。新型コロナウイルス感染症対策やGIGAスクールにより一層苛酷になった長時間労働の解消にむけ、給特法の改正を求めるとともに、さらなる学校における働き方改革の前進につなげていかなければなりません。

最後に本集会は、全国各地でとりくまれた子どもが主体となる教育実践をもとに討議を深め、互いに学びあう集大成の場です。若い世代への継承と、全国・単組・支部・分会での討議を深める組織教研を今後も力強くすすめ、平和・人権・環境・共生を基調に、日本国憲法や子どもの権利条約の理念を生かした教育実践の深化がはかられることを期待し、主催者を代表してのあいさつといたします。